

会 議 録

会議の名称	西東京市図書館協議会 平成19年度第1回臨時会
開催日時	平成19年6月29日（金曜日）午後3時から5時まで
開催場所	田無公民館会議室
出席者	委員：村田委員、服部委員、浅野委員、木山委員、一方井委員、小西委員、大澤委員 事務局：小池館長、奈良副館長、山川庶務係長
傍聴者	5名（うち、職員4名）
議 題	1 研修：公立図書館の現況について（大澤委員） 2 作業部会の設置について 3 日程について
会議資料の名称	1 西東京市図書館協議会提言検討部会設置要領 2 講義レジュメ「公共図書館とは」 3 『地域図書館資料集』 4 平成18年度西東京市図書館事業概要 5 西東京市図書館だより第26号 6 えほんだいすき 3さい～5さい
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>会長 時間がまいりましたので、配布資料の確認、前回会議録の確認・質問等がよろしければ、会議をはじめさせていただきます。議事日程について、予定していましたが第1と第2を逆にして先に研修を90分間行い、その後休憩して提言検討部会の設置に関する問題にはいりたいと思います。</p> <p>第1研修 公立図書館の現況について 委員 最初に「西東京市新しい公民館・図書館のあり方（提言）」について、次に「公共図書館とは」について話をします。今後の論議におけるたたき台にいただければと思います。</p> <p>（講義要旨）「西東京市新しい公民館・図書館のあり方（提言）」 第1章 公民館・図書館のあり方に関する基本的な考え方の冒頭は、今後の西東京市の公民館・図書館のあり方に対する提言であり、地域社会における生活課題を積極</p>	

的に反映する学習形態をとるのが公民館・図書館の役割であり、3つの原則を立てている。

(1) 地域配置の原則

地域教育であり、市民自治を実現する。身近なところに配置する。

(2) 市民参画と公共性の原則

公共性の原則。市民によるガバナンスと無償性。

(3) 専門的な支援の原則

専門的職員の配置。日常的に研修し、専門職として切磋琢磨を行う。

第3章 新しい西東京市図書館のあり方

1 図書館の目的と意義は、今日話す「公共図書館とは」の内容をここで言っている。

(1) 学習した知識や情報を自らの仕事や生活に活かしていくためにある。

(2) 学習の結果、社会を発展させる。

(3) すべての人に分け隔てなく提供される。

(4) 誰からも強制されず、自分の頭で考え、自分の責任で行動する。

2 図書館運営の基本

(1) 市民要求の多様性 図書館は多くの利用者を相手にする。

実践していくために、図書館はどのような方向性を持つか、最後に図書館サービスの計画の評価がある。

この提言についてはインターネットでも見られるので、読んでいただきたい。

今回、図書館協議会が館長から受けた諮問内容については、提言の柱を基本にしながらか論議していくことが必要と思う。

次に「公共図書館とは」に移ります。

1 図書館の役割とは何かについて紹介します。(石井敦・前川恒雄『図書館の発見』1973、23ページ参照)

戦前日本の図書館は、国が管理していて文部大臣が認可していた。昭和8年に図書館令が改正され、市町村立図書館は地方長官が認可する形になった。すべて国の命令に基づいて図書館があった。図書館は国の考え方を国民に広めていく末端機関であった。

戦後、図書館法が制定されて、図書館は一人一人が自由にものを考えるために資料を提供していく機関となり、1960年代以降考え方が確立していく。

1963年3月に出された『中小都市における公共図書館の運営』は、「図書館の基本的機能は資料提供」であることを言っている。

図書館の利用は基本的人権である。図書館は知識の社会保障である。

貸出制度が広まると、予約制度さらに知識をもう少し広げたいということで、レファレンスに結びつく。図書館の基本は貸出であるということが実践の中から生まれてきた。

ユネスコ公共図書館宣言

図書館は学習権を保障する。すべて平等に行っていく。そのための体制を国や地

方自治体は作っていく。

2 図書館と地方自治

図書館の定義

カール・セーガンが「人間は脳の中の記憶装置では蓄えきれなくなって、脳の外に知識を蓄えることを考えるようになった。それが図書館である。」と言っている。

バトラーの定義

「図書とは人類の記憶を保存する一種の社会的メカニズムであり、図書館はこれを生きている個人の意識に還元する、これまた社会的な一種の装置である。」

日本では、図書館法第2条で地方公共団体、日本赤十字社又は民法第34条の法人が設置する3つを公立図書館と言っている。

図書館法

全部で29条から成り、大きな特徴は、地方自治体との関係いわゆる自治体主義である。地方自治体は団体自治と住民自治を車の両輪として運営されており、図書館法は地方自治を柱として作られている。第3条 図書館奉仕、第10条 設置、第14～16条 図書館協議会が地方自治との関係が密接不可分である。

第3条 図書館奉仕 公共図書館が行うべき仕事を列挙している。図書館を運営するには、地域の実情に合わせて、住んでいる人の要求に基づいて仕事をすることを明言している。

第10条 設置 図書館の設置は地方公共団体が条例で定めるという内容であり、自治体の自由裁量に委ねられていることを示す。

第17条 入館料等 図書館資料とは何をさすかについて、1998年に外部データベースの扱いについて論議（「図書館の情報化の必要性とその推進方策について 地域の情報化推進拠点として」文部省生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会図書館専門委員会）になったが、各自治体で決めて対応することとなった。

図書館の位置づけ

教育機関と行政機関・教育委員会と行政部局

教育委員会が一般行政機関と別にできたというのは、戦前の国家教育の干渉に対して教育の中立性を守るということから、行政機関から切り離してきた。

教育委員会の中にも教育行政機関があり、環境整備をするのが行政機関、教育内容にかかわる仕事をするのが教育機関である。このことは教育基本法第10条に明記されていたが、昨年12月に改正された。

3 図書館とプライバシー

資料集22～33ページに、図書館の「自由宣言」と主な事例が掲載されているので読んでいただきたい。

4 図書館員の専門性

(1) 人の頭脳に介入する業務。資料や情報に対して高度な知識と能力が要求され、それを培うための継続性が必要とされる。(専門性と一定程度の継続性)

(2) 「人」と「本」を結びつける「コミュニケーション」的労働と知的熟練。

(3) 住民と地域を大切に作る心構え。(地域との結びつきを大事にする。)

図書館員の倫理綱領 資料集34～39ページ

社会教育関係職員の中で倫理綱領があるのは図書館員だけである。住民の頭脳に介入する専門性、読書の秘密を守るため図書館員の倫理が要求される。

第2 作業部会について

館長 5月24日の第1回定例会において、検討を進めていくにあたって、具体的な検討をするため、作業部会を設置する必要があるということになりましたので、検討部会設置要領(案)を考えてみました。

会議資料1「西東京市図書館協議会提言検討部会設置要領」説明

会長 説明に対する質問・意見はありますか。ないようですので設置について賛否を問います。全員賛成ですので要領に基づき、検討部会を設置いたします。構成部会委員についてお諮りします。

委員 学校の先生は、日程的に無理ではないか。

館長 今回欠席の委員には事務局から連絡し、意思を確認します。

会長 部会への参加表明をいただきましたので、部会委員に木山委員、浅野委員、服部委員、一方井委員、村田委員とします。部会長に大澤委員、副部会長に小西委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

第3 日程について

館長：今後の日程ですが、研修をもう一回実施させていただきます。7月26日(木曜日)前半に研修の残り部分、後半に二人の委員に話をさせていただきたいと考えていますがいかがでしょうか。それに伴い、7月26日に予定していた「西東京市図書館の現況について(事務局)」は8月23日に順延し、それ以降の日程については、会長・副会長と事務局で検討し、次回で報告します。

会長：日程につきましては事務局の提案どおりとします。本日の会議を終了します。